

那珂市市民投票制度創設の背景とその特徴

市民投票制度の目的

- ◆ 少子高齢化や社会情勢の変化⇒市民の意向をくみとり、市政運営を行う
- ◆ 自治体の自己決定権の拡充⇒自らの責任において判断する



- ◎ 市全体に重大な影響を与える可能性のある事項は、市民の意思を踏まえて政策決定を行っていくことが重要であり、市民主体の自治を実現することを目的とします

市民投票制度創設の形態

- ◆ 「個別設置型」⇒その都度議会の議決に基づいて条例制定し実施する
- ◆ 「常設型」⇒一定要件を満たせば市民投票を実施することができる



- ◎ 重要な意思決定について市民の意向を直接確認する必要がある場合に機能する行政運営の基本的制度として、常設型の「市民投票制度」を創設します

協働のまちづくり推進基本条例における市民投票制度の位置付け

- ◎ 市民が市政に参加する究極の仕組みとして、市民投票制度は協働のまちづくり推進基本条例第18条に位置付けされています。

市民投票条例の基本方針

- ◆ 「那珂市協働のまちづくり推進基本条例」⇒市民自治によるまちづくりの実現を表明
- ◆ 「那珂市議会基本条例」⇒市民の意見を行政に反映する市民自治・市民に開かれた議会として、存在感のある信頼された議会を目指す



- ◎ 上記2条例の取り組みや市民活動の状況等から導き出される特徴・形態を市民投票条例の基本方針とします

那珂市市民投票条例の特徴

① 基本的な考え方（第 2 条関係）

市にとってよりよい結論を導くため、市民・議会・市長の各主体においてそれぞれ配慮すべき事項を明記するなど、条例の運用解釈の基本となる考え方を提示しました

② 投票資格者（第 4 条関係）

幅広く市民の意思を確認するため・市民参加を促進するため、18歳以上の市民として、永住外国人も含むとしました

③ 請求・発議（第 5 条関係）

市民・議会・市長の3つの地方自治の主体が請求・発議をすることができます

・市民請求の場合、市民の意向を尊重し市長・議会が協議してその要件を判断します（第 8 条関係）

・市長発議の場合、「議会に協議をし、意見を求める」とします（第 6 条関係）

・議会請求の場合も「市長の意見を求める」とします（第 6 条関係）

④ 投票の形式（第 7 条）

二者択一になるまで、市長と議会が十分な協議・検討をします

⑤ 結果の尊重（第 10 条）

市長と議会が十分な議論を経て、投票結果を尊重した行政上の行為を行います

⑥ 情報の提供（第 22 条）

市長とともに、議会、そして、地域内の情報の収集・発信の役割を担う市民自治組織についても、住民投票情報の提供に関与することとします

(案)

那珂市市民投票条例

【逐条解说书】

那珂市

【目次】

I	那珂市市民投票制度創設の背景とその特徴	1
1	市民投票制度とは	2
2	市民投票制度創設の目的	2
3	市民投票制度の形態	2
4	協働のまちづくり推進基本条例における市民投票制度の位置付け	2
5	那珂市市民投票条例の基本方針	3
6	那珂市市民投票条例の特徴	3
7	那珂市の市民投票制度創設とこれまでの基本条例等との関係	5
II	那珂市市民投票条例の条文と解説	6
第 1 条	趣旨	7
第 2 条	市民投票に関する基本的な考え方	8
第 3 条	市政の重要事項	9
第 4 条	投票資格者	12
第 5 条	市民投票の実施等	15
第 6 条	市民投票の請求等	17
第 7 条	市民投票の形式	19
第 8 条	代表者証明書の交付等	20
第 9 条	市民投票の執行	22
第 10 条	結果の尊重	23
第 11 条	再請求等の制限期間	25
第 12 条	市民投票の期日	26
第 13 条	投票者資格者名簿の調製等	27
第 14 条	投票所等	28
第 15 条	投票することができない者	29
第 16 条	投票の方法	30
第 17 条	期日前投票等	31
第 18 条	開票所等	32
第 19 条	無効投票	33
第 20 条	投票及び開票	34
第 21 条	投票結果の告示等	35
第 22 条	情報の提供	36
第 23 条	投票運動	37
第 24 条	委任	38
	附則	39
III	市民投票関係法令等	40
1	那珂市市民投票条例（案）	41
2	那珂市協働のまちづくり推進基本条例	47
3	那珂市議会基本条例	51

I 那珂市市民投票制度創設の背景と その特徴

I 那珂市市民投票制度創設の背景とその特徴

1 市民投票制度とは

市民投票制度は、市政運営上の重要な事項について、投票により、直接、市民の意思を確認することを目的とした制度です。

2 市民投票制度創設の目的

少子高齢化や社会情勢の変化により、自治体を取り巻く環境が急激に変化し、市民ニーズが多様化、複雑化していく中で、市民の意向を汲み取り、その意向に沿った市政運営を行っていくことが重要な課題となっています。また、地方分権改革の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中においては、自らの責任において判断することが求められており、市全体に重大な影響を与える可能性のある事項は、市民の意思を踏まえて政策決定を行っていくことが重要であると考えられます。これらのことから、市民の意思を市政に反映し、市民主体の自治を実現することを目的に市民投票制度を創設します。

3 市民投票制度の形態

市民投票制度には、市民の意思を確認しようとする事項ごとに、その都度議会の議決に基づいて条例を制定し実施する「個別設置型」と、対象事項や投票資格者など、あらかじめ投票に関するルールを定めておき、要件を満たせば自動的に市民投票を実施することができる「常設型」があります。

「個別設置型」では、投票の対象事項に最も適した制度設計が可能となりますが、条例制定に一定の時間を要し、場合によっては制度についての合意が得られず、投票に至らないケースも考えられます。

これに対して「常設型」は、あらかじめ投票に関するルールを定めておくものであることから、市の重要事項であること等一定の要件を満たせば同一の制度で行うことが可能であり、迅速性、安定性、継続性などのメリットが挙げられます。

創設しようとする常設型の「市民投票制度」は、「情報公開制度」、「行政手続制度」など、行政運営の基本的な制度としてこれまで運用してきたものと同様に、重要な意思決定について市民の意向を直接確認する必要がある場合にこれを実施するという基本的な制度として採り入れることを明確にしたものです。

4 協働のまちづくり推進基本条例における市民投票制度の位置付け

平成22年3月に施行された那珂市協働のまちづくり推進基本条例は、地方分権時代にふさわしい自治体運営を進めるために、本市の自治の基本となる理念や原則を定め、これらを実現するための基本的な仕組みを明らかにし、市民主体の自治を実現することを目的として制定されました。

市民投票制度は、市民が市政に参加する究極の仕組みとして、協働のまちづくり推進基本条例の第18条に位置付けがされております。

5 那珂市市民投票条例案の基本方針（7の図参照）

「那珂市協働のまちづくり推進基本条例」では、市民自治によるまちづくりの実現を表明しています。これからのまちづくりは、協働の推進、情報の共有、説明責任の基本原則のもと、3つの自治の主体である「市民」「議会」「市長」により行っていくことを基本としており、当条例において、市民生活に極めて重要な影響を与える事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができるとしています。

また、市町村合併や地方分権、少子高齢化や情報化の進展など、自治体を取り巻く環境変化が急速に進み、住民ニーズも多種多様化・複雑化する中、市政に係る重要事項への対応や市民を二分するような政策を実施する可能性も想定され、その場合、多くの市民の意思を確認してそれを反映した形で行政対応することが必要になってきます。その意味において、市民投票は市民参画の重要な機会のひとつであるといえます。

平成25年9月に施行した「那珂市議会基本条例」では、市民の意見を行政に反映する市民自治、市民に開かれた議会として、存在感のある信頼された議会を目指す、とあります。現行制度の間接民主主義において議会は意思決定機関であり、議会と市長は「車の両輪」に例えられます。市民投票は、市民の意思を直接確認するための手段ですが、必ずしも市議会や市長等と対立するものではありません。地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施に係わる議論を活性化する仕組みでもあり、この制度を通じて市民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の決定や実施につなげることも期待できます。

本市では、行政運営・議会運営の基本方針となっている「那珂市協働のまちづくり推進基本条例」と「那珂市議会基本条例」の取り組みや市民活動の状況等から導き出される特徴・形を市民投票条例の基本方針とするとともに、その基本的な考え方を条例本文（第2条）に明記することとしました。

6 那珂市市民投票条例案の特徴

- ① 本市として市民投票を、市民、議会、市長の各主体がどのように認識し、それにより市としてのよりよい結論に導くために、配慮すべき事項を「基本的な考え方」とし条例本文に明記することとしました。このような基本的な考え方を条例本体に規定することは、条例全体の運用・解釈の指針となり制度が効果的・適切なものとなることが期待されます。他の自治体の条例ではほとんど見られない本市条例の特徴的な取組みとなっています。（第2条関係）
 - ② 市民投票の投票資格者と市民投票の請求をできる住民は同一とし、幅広い層の市民に意思を表示でき、市民参加を促進することを目的として、18歳以上の住民として、永住外国人も含むものとししました。（第4条関係）
 - ③ 市民投票は、市民、議会、市長の3つの地方自治の主体が、それぞれ一定の条件の下、請求・発議をすることができることとしました。（第5条）
- (7) 市民投票に対する市民請求の場合は、それが市民投票の対象となる「重要事項」に該当するかどうかについて、条例の趣旨に沿って、その尊重主体である市長・議会が協議し責任をもって判断することとします（第8条関係）。

(イ)市長発議の場合は、他自治体の例では、そのまま投票を実施する条例がほとんどですが、本市条例では、二元代表の市長と議会が市民投票に付議する趣旨について十分な議論を行うとともに、仮に対立点や意見の相違があっても、それを市民に明らかにして市民の判断材料とするため、「あらかじめ、議会に協議をし、意見を求める」こととします。

(ウ)議会請求の場合についても同様に、「あらかじめ、市長の意見を求め」としていません。

以上のように、本市の条例は、市民投票に付議する際には、現行の自治制度の基本である二元代表の機関が責任をもってこれに対応することを基本的な考え方としています。（第6条関係）

- ④ 投票の形式は、様々な論点を含む問題であっても、二者択一の形式に限定して、市民の意思を明確に表示できるようにしました。このことは、二者択一になるまで、市長と議会が十分な協議・検討をして、最終的な段階で市民の意思を確認しようとするねらいがあります。（第7条）
- ⑤ 市民投票は、投票率の如何に関わらず成立し、これを開票することとしました。また、結果が判明した場合には、それを市長・議会は尊重することになりますが、市民投票結果を踏まえて行うこととなる行政上の行為についても、市長と議会が十分な議論を経て、これを行うこととしました。つまり、本市の住民投票は結果が出たらそれで「終わり」でなく、それを市長や議会が責任を持って尊重し、責任をもって判断をすることを重要かつ不可欠な取組みとしています。このような規定は、他の自治体の条例にはほとんどみられません。（第10条）
- ⑥ 市民投票のテーマに関する情報の提供については、市長等の執行部が行うことが基本となりますが、市民投票制度は、まちづくりの意思決定における市民の参画機会を安定的かつ継続的に担保する制度であり、地域内の情報の収集・発信の役割を担う市民自治組織についても、議会とともに、積極的に市民投票に関する情報の提供に関与していくこととしています。（第22条関係）

7 那珂市の市民投票制度創設とこれまでの基本条例等との関係

★市民投票条例検討に当たっての基本方針

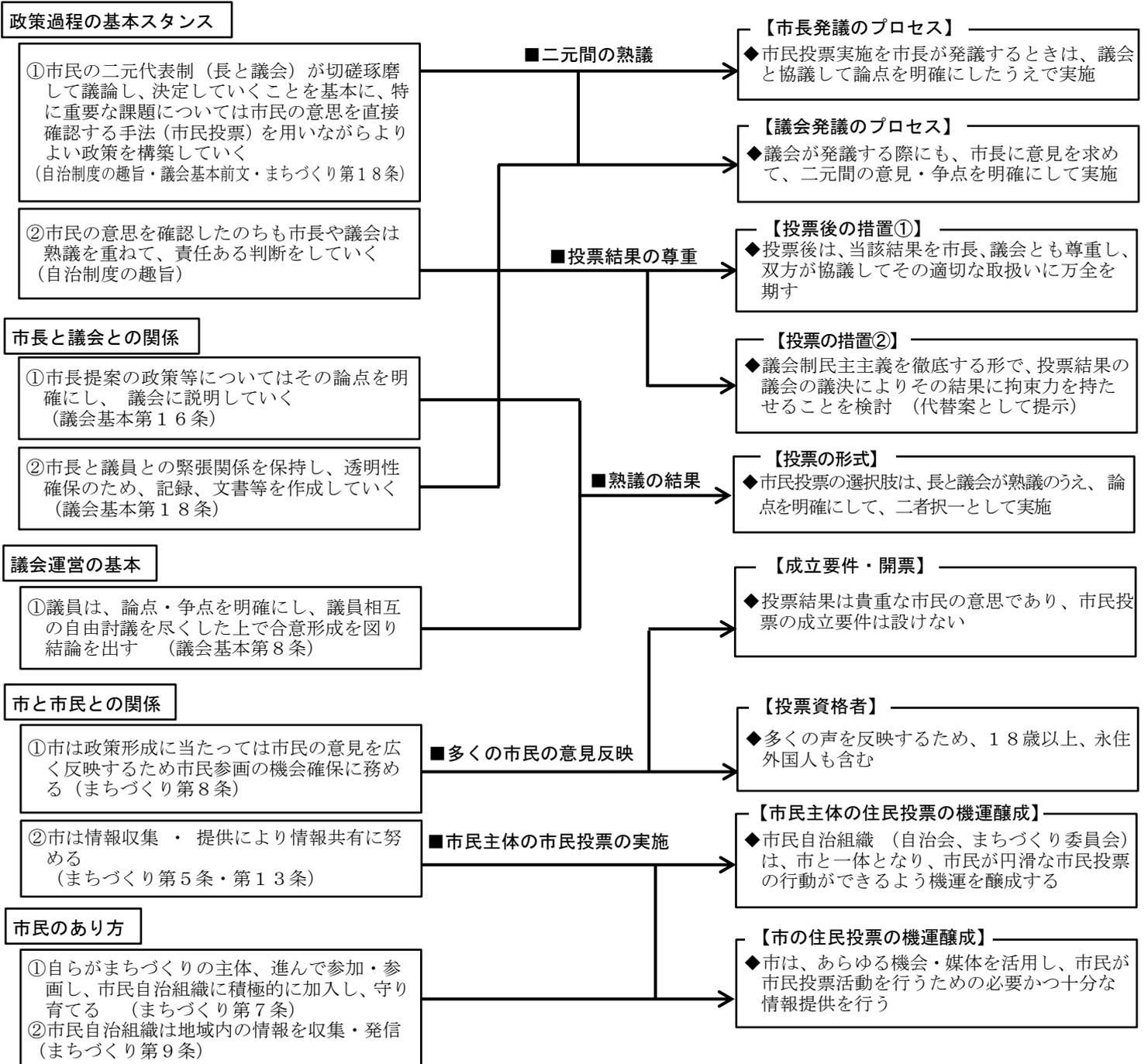
- 市民投票制度の検討に当たっては市民投票だけを考えるのではなく、那珂市の行政運営・議会運営の基本となっている「協働のまちづくり推進基本条例」、「議会基本条例」の取組みや那珂市の市民活動の状況等を基本に「那珂市」にとって最もふさわしい形、「那珂市」らしい形で、「市民投票」を那珂市の政策過程に位置づけていくという基本方針に沿って検討しました。
- したがって、この条例案の各規定は、唐突に出されたものではなく、それぞれがこれまでの那珂市の行政運営の基本的な考え方から導き出されたものといえます。それゆえ、那珂市の政策過程のなかで安定的かつ永続的に機能していくものと考えられます。

《那珂市行政運営の基本となる考え方》

- ・ 那珂市協働のまちづくり推進基本条例
- ・ 那珂市議会基本条例

《行政運営の基本から導き出される》

- ・ 那珂市市民投票制度の特徴



Ⅱ 那珂市市民投票条例の条文と解説

(趣旨)

第1条 この条例は、那珂市協働のまちづくり推進基本条例（平成22年那珂市条例第14号）第18条第2項の規定に基づき、市民投票の実施について必要な事項を定めるものとする。

趣旨

本条は、市民投票条例の趣旨について規定しています。

解説

平成22年3月25日に施行された那珂市協働のまちづくり推進基本条例において、市民主体のまちづくりの実現に向けた取り組みの一つとして、市政に関する特に重要な事項について、市民に対して直接その意思を問うために、市民投票を実施できることを決めました。

具体的な手続きについては「条例で別に定める」としています。この条例は、協働のまちづくり推進基本条例の規定に基づき、市民投票についての具体的な手続き等を定めるものです。

(市民投票に関する基本的な考え方)

第2条 この条例は、市政に関する重要事項の政策決定に際して、市民の意向を直接に確認する行政手法として、安定的かつ継続的な形で採り入れることにより、市民の意思を行政に的確に反映し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進していくことを目的とする。

2 市民投票の実施に当たっては、市民、議会、市長のそれぞれの主体が、それぞれ相互に尊重し合い、市にとって最も望ましい結論が得られるよう、この条例を運用するものとする。

3 市長及び議会は、市民の二元代表として市民から委ねられた権限を有効に機能させることがその最大の責務であり、それを補完する重要な役割が市民投票にあることを十分に認識して、この条例を運用するものとする。

4 市民は、直接にその意思を表示することができる市民投票の意義を踏まえ、その実施に際して積極的にこれに参加し、適切な判断により投票ができるよう、努めるものとする。

趣旨

本条は、市民投票条例に関する基本的な考え方について規定しています。
この条例を解釈し、運営するうえで、すべての基本となる条文です。

解説

第1項関係

市政に関する重要事項の政策決定に当たって、市民の意向を直接確認できる市民投票の具体的な仕組みを定め、署名の数など、請求の要件等を具備すれば実施することのできる、いわゆる「常設型」市民投票制度を整備することにより、市民と行政との協働のまちづくりをさらに推進することを規定しています。

すなわち、本市は、行政運営の基本ルールとして、これまでの情報公開制度や行政手続制度などの行政運営の基本ルールに、新たに市民投票制度を加え、重要事項の政策プロセスについて住民自治を充実する方向で強化することとしたものです。

第2項関係

市民投票は、投票という手段を用いた市民参画の仕組みであり、市及び市民に重大な影響がある事案で、かつ、市民に直接意思を確認する必要があると認められる事項について実施されることが想定されます。そのため、市民投票の実施にいたるまでには、市民、議会、市長の間で十分な議論を尽くすことが前提となります。

第3項関係

市長及び議会は、市民の二元代表として市民から委ねられた権限を有効に機能させることがその最大の責務であり、それを補完する重要な役割が市民投票にあることを十分に認識して、この条例を運用するものとします。

第4項関係

市民は、直接にその意思を表示することができる市民投票の意義を踏まえ、その実施に際して積極的にこれに参加し、適切な判断により投票ができるよう、努めるものとします。

検討委員会審議での主な論点と検討結果

- この条文は、各委員が、本市として市民投票がどのように実施されるべきか、地方自治の各主体である、市民、議会、市長がこれをどう認識していくべきかを議論して決めた条文です。
- 特に、市民投票は、市民の特定政策の是非を表明する重要な手法であるとともに、それをどう実際の行政上の行為に結びつけていくかは、市長と議会が責任を持って判断していくことが重要であること、投票率の低下など全国的にも見られる政治への無関心が懸念されますが、本市としては、市民が市民投票制度の創設・運用を通じて、政治や行政へのより一層の参画がなされる契機となるべきであることなどの、各委員からの意見が出され、それらの考え方をこの条文に込めています。

(市政の重要事項)

第3条 市民投票に付することができる市政の重要事項(以下「重要事項」という。)

とは、市及び市民全体に重大な影響を及ぼすものであって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項をいう。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項
- (3) 特定の市民又は地域にのみ関係する事項。ただし、市民全体に影響を与え、又は与える可能性のある場合は、この限りでない。
- (4) 市の組織、人事及び財務の事務に関する事項
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが適当でないと思えられる事項

趣旨

本条は、一定の事項を除き、市及び市民全体に重大な影響を及ぼすものであって、かつ、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項について、市民投票に付することができる」と規定しています。

解説

第1項関係

〈市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事項〉

市内の限定的な地域や市民に対する課題解決や方向性を決めるために実施するべきではなく、「市の存立の基礎的条件に関する事項」や「市民生活全体に重大な影響を及ぼすおそれのある事項」が該当します。

(具体例)

- ・本市が〇〇市と合併することの是非に関する事
- ・市役所庁舎の移転の是非に関する事

〈市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項〉

すでに他の方法で市民の意思が確認できており、市民投票をするまでもなく結果が明白な事項や市の権限事項ではないなど、市民の意思を確認したとしても結果を反映することができない事項は市民投票の対象とはならないものと考えられます。

第1号関係

「市の権限に属さない事項」とは、本市に実質的な決定権がないものや、本市が自ら実施主体となり得ないものをいいます。「国・県の権限に属する事項」などが該当します。この場合における「市の権限」については事案に応じて判断することとなります。

(具体例)

- ・県立病院の本市への設置を決定すること

第1号ただし書関係

市の権限に属さない事項であっても、法令等の規定により市長の意見が求められる事項や、市の団体としての意思を表明することが必要と判断されるものについて市民投票を可能とするものです。これらも他の場合と同様ですが、特に、発議者の意向を尊重しつつ、議会、市長が協議・検討して判断されることとなります。

(具体例)

- ・市民生活に大きな影響を与えることが想定されるエネルギー関連施設の設置・稼働等
 - ・国、県、民間事業者等の設置権限のある施設の本市への設置・誘致を求めること
- ただし、本市の意思表明が対象事項に係る意思決定に直接的な影響が小さいと考えられる事項は、市民投票の対象事項としては想定されないと考えられます。

(具体例)

- ・国に対し米軍基地の〇〇県△△市への移設を求めること
- ・北方領土の返還を求めること

第2号関係

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票や、議会の解散、議会の議員又は市長の解職などを求める投票などについては、既に法律上に住民投票を行える制度が用意されており、これらについては法令の規定に基づいて住民投票が実施されることが適当であるため、除外事項としています。

(具体例)

- ・合併協議会設置協議に関する住民投票（市町村の合併の特例に関する法律第4条第14項、第5条第21項）
- ・議会の解散請求に関する選挙人の投票（地方自治法第76条第3項）
- ・議員の解職請求に関する選挙人の投票（地方自治法第80条第3項）
- ・長の解職請求に関する選挙人の投票（地方自治法第81条第2項）

第3号関係

市民投票は、全市的に市民意思の確認を行い、その総意を市政に反映させることを目的として実施することから、その影響が特定の市民又は地域のみに限られるような事項については、利害関係の違いから公平な投票結果を得られないおそれがあるため、対象事項から除くこととします。

(具体例)

- ・〇〇地区に最終処分場を設置すること
 - ・△△地区に地域生涯学習センターを新設すること
- ただし、一見、特定の地域のみに関する事項であっても、それが全市的な問題に波及する場合は、一律に除外されるものともいえません。

例えば、特定の学校の統廃合に関する事項については、学区内に居住する市民の利便性や教育環境の問題であるならば対象から除外されますが、その問題が全市的な学校統廃合の問題に波及するのであれば、対象となることもあります。

第4号関係

職員の任免や指揮監督などの市の組織、人事の案件や予算の調製権や執行権の権限に関わる事項のほか市の執行機関の内部事務処理については、投票になじまないため除外事項としています。

第5号関係

地方自治法に規定する直接請求において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料」が対象外とされており、これは、市民の負担が軽くなることのみをもって誰からも賛成が得られやすいものであり、本質的な政策の議論と切り離して、ただ単に負担の増減を求めるような事項については、市民が適切な判断基準をもって投票を行うことにならないため、除外事項としています。しかし、新たな施策を推進するために目的税を創設するなどの場合は、特定の施策に係る重要な政策判断となる可能性があることから、これらの事項が一律に除外されるものではありません。

第6号関係

上記の(1)から(5)に掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当な場合も考えられます。そのため、このような項目を設けています。例えば、法令により審査基準が明確にされ、そのみで判断されるような執行行為は、市民投票の結果を尊重するにも尊重し得ないようなケースもあり、これらが該当するものと考えられます。

(投票資格者)

第4条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、第13条第1項に規定する投票資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されているものとする。
 - (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日又は国外から本市の区域内に住所を移した者で、同法第30条の46の規定による届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されているものとする。
- 2 前項第2号に規定する永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票の投票権を有しない。
- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項又は第252条に規定する者
 - (2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条に規定する者

趣旨

本条は、市民投票の投票資格を有する者について規定しています。

18歳以上20歳未満の方や永住外国人の方にも積極的に地方自治に参加いただきたいと考え、投票資格を認めることとしたものです。一方、基準日に住所を有するか否かでのみ資格要件を絞り込むと市民投票が目的の転入を助長する可能性があることから、「引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されているもの」と規定し、一定の継続居住を要件としました。

解説

第1項第1号関係

世界的な潮流や国の法制度上の年齢を考慮し、さらには、今後の若者の社会参画の意識を高めることを期待すれば、少なくとも満18歳以上の未成年者は投票資格を有する市民の範囲に含めることが適当と考えられます。

また、「市政に関する重要事項」に関する意思を表明するためには、一定期間以上、本市において地縁的な繋がりがあることを条件とすることが市民自治の趣旨にかなっていません。一定期間の住所要件を設けなかった場合、対象事項によっては市民投票を目的に住所を移す等の状況も想定され、市民の意思を確認するという本来の目的に支障をきたすことも考えられますので、投票資格者には、引き続き3月以上市内に住所を有することを要件とすることとします。

第1項第2号関係

「永住外国人」については、日本の社会生活や文化などの知識を身に付けており、市民投票の事案の内容等について十分に理解できることが必要であり、一定期間以上、日本に生活基盤を有していることが求められます。日本国籍を持つ者と同様に納税の義務を負い、永住の意思を示していることを考慮し、投票資格を認めるものとします。

第2項第1号関係

「永住者」とは、素行善良で独立の生計を営むに足る資産等を所有しており、原則10年以上の日本在留など、一定の要件を満たし、永住許可申請をし、法務大臣から許可された外国人をいいます。

第2項第2号関係

「特別永住者」とは、第二次世界大戦以前から日本に住み、戦後に日本国籍を離脱した後も引き続き日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫をいいます。

第3項第1号関係

公職選挙法に規定する「選挙権及び被選挙権を有しない者」、「選挙犯罪による処刑者に対する選挙及び被選挙権の停止」について準用します。

- ①禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ②禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）
- ③公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者
- ④法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- ⑤公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

第3項第2号関係

政治資金規正法に規定する犯罪により、選挙権及び被選挙権が停止されている者は投票資格を有しないとしています。

検討委員会審議での主な論点とその検討結果

- ・委員会では、通常の一般選挙と合わせて20歳以上で日本国籍を有する者に限定することが経費の面などで効率的ではないかとの意見も出されましたが、次代の本市を担う人材の政治参加を促すこと、定住資格を有する外国人についても本市の市民として意思表示の機会を得て政治参加することが、よりよい本市のまちづくりには必要であるとの意見が多数を占め、経費の負担よりも重要な要素であるとの判断に至りました。

(市民投票の実施等)

第5条 市民投票は、市民若しくは議会の請求又は市長の発議に基づき実施されるものとする。

2 市長は、第7条に規定する市民請求等があったときは、市民投票を実施しなければならない。

3 市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

趣旨

本条は、市民や議会からの請求、市長の発議があったときの、市民投票の実施について規定しています。

解説

第1項関係

市民投票は、第6条の規定により、市民や議会の請求、市長の発議に基づき実施されるものとします。

第2項関係

協働のまちづくり推進基本条例第18条において、市長は市民投票を実施することができると規定していることから、市民投票の実施者は市長になります。

市長は、市民請求及び議会請求があった場合は、既に発議要件を満たしていることが明らかのため、市民投票を実施しなければなりません。

第3項関係

市長は、市民投票を実施するときは、市民に広く周知するため、その要旨を公表し、選挙管理委員会にその旨を通知することを義務づけています。

検討委員会審議での主な論点とその検討結果

- 市民請求（市民請求、議会請求、市長発議）が正式になされた場合、市長は市民投票を実施することになりますが、本市の条例の特徴である「十分な協議（熟議）」、「十分な情報提供」等の基本的な考えをさらに活かすうえで、市民投票の実施の決定から市民投票の実施までの期間に、当該テーマに関して、どのような点が論点となっているのか、市民がどのような認識を持っているのか、そして、市の執行部等ではそれに対してどのような対応を考えているのか等を整理して、提示することも必要ではないかとの意見も委員の中から出されました。
- このような仕組みは、市民が投票するに当たって重要な判断材料を提供する重要な意義があるものと思われませんが、全国的にも見受けられず、その提供の仕方によっては特定の意見が大きくクローズアップされて、逆に市民の判断に恣意的な影響を与えるおそれも否定できないことから、本文案に規定することは見送りましたが、この点についての市民の皆様の見解をいただきながら、引き続き、委員会や執行部でも検討することが必要であると考えています。

- ・このような仕組みを設ける場合は、本条を次の条文にすることが検討されました。

【市民投票の前に当該事項に関して市民の意見・質問等を聴取する場合の条文案】

(市民投票の実施等)

- 第5条 市民投票は、市民若しくは議会の請求又は市長の発議に基づき実施されるものとする。
- 2 市長は、第7条に規定する市民請求等があったときは、市民投票を実施しなければならない。
 - 3 市長は、市民投票を実施するときは、速やかにその要旨を公表し、投票資格者その他の関係者から当該要旨に関する意見、質問等を徴するものとする。
 - 4 前項により提出された意見等に対しては、市としての考え方、見解等を整理した資料を公表するものとする。
 - 5 前2項の手続きを終了したときは、市長は市民投票を実施する旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

(注1) 本条第3項・第4項は、条例案第22条の情報提供を促進する一環として行われるものと位置付けることができる。

(注2) 本条第3項の意見聴取期間は、1か月程度とすることが適当であると思われる。その場合は、条例第12条第1項の市長の選挙管理委員会への通知から30日以降90日までの実施期間を若干延長することを検討すべきと思われる。

(市民投票の請求等)

第6条 投票資格者による市民投票の請求（以下「市民請求」という。）は、その総数の5分の1以上の連署をもって、投票資格者の代表者（以下「請求代表者」という。）から、市長に対し、書面により行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、市民請求に関し必要な事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に規定する市町村における直接請求の例による。

3 議会による市民投票の請求（以下「議会請求」という。）は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数による議決を得て、市長に対し行うものとする。この場合において、提案に際しては、あらかじめ、市民投票実施に関する市長の意見を求めるものとする。

4 市長は、市民投票の発議（以下「市長発議」という。）をするとき、あらかじめ、市民投票の実施に関して、議会に協議をし、その意見を求めるものとする。この場合において、市長発議は、当該意見を十分に踏まえたものとする。

趣旨

本条は、市民投票の請求について、市民、議会、市長から請求できることを規定しています。

これは本市のまちづくりの主体である三者が等しく市民投票を発議する機会を有することが、お互いを尊重し、対等な立場で協力していくことができると考えるためです。

解説

第1項関係

投票資格者は、別に定める代表者である資格の確認を受け、発議に必要とされる投票資格者総数の5分の1以上の署名を収集したうえで、市長に市民投票の実施を請求できます。投票資格者の発議は、個々の投票資格者単独の権利ではなく、署名要件に基づく相当数の投票資格者の集合的行為として認められます。

投票資格者の発議に必要な署名数については、法令に規定された直接請求に必要な署名数、本市でのこれまでの署名実績や選挙の投票率などを参考として、実際の署名収集が可能であり、発議の乱発防止という点も考慮し、投票資格者総数の5分の1以上とします。

第2項関係

市民請求については、地方自治法等に規定する直接請求の例を準用することとしています。

第3項関係

市議会の発議については、あらかじめ、市長の意見を求めた上で、地方自治法第112条に基づく議員による議案の提案規定に基づき、議員定数の12分の1以上の賛成をもって議案を提出し、出席議員の過半数の賛成による議決をもって、市民投票の実施を請求できることとします。また、市議会の発議は、「あらかじめ、市長の意見を求めた上で」としてありますが、これは、議会と長の熟議を意味しており、両方の意見を市民に知らしめた上で、市民投票を実施することとしています。

第4項関係

市長は単独で発議し、市民投票を実施することができることとしますが、運用に際しては、二元代表制の趣旨を考慮し、市長は自ら発議しようとするときは、事前に市議会に協議をし、意見を求めることとします。これは、早い段階から市議会と情報共有することが市政運営上有効であるとの考えによるものです。そして、市長は、独断専行に陥らないように議会の意見を十分に踏まえて発議に反映するものとします。

なお、協議の場合としては、市議会全員協議会に市長が報告して、当該協議会で意見を聴取する方法や議会に対して文書で協議を求め議会が意見を集約して市長に対して回答する方式等が想定されます。

検討委員会審議での主な論点とその検討結果

- ・市民請求の場合の要件として、委員会としては議会解散請求の適否を判断する投票の際に必要な投票資格者の3分の1から合併協議会設置の義務づけを判断する投票の際に必要な6分の1の間でどの程度がふさわしいかという観点から検討し、重要事項に対する市民の是非を問う重要な手続きである市民投票の請求であることから5分の1程度が適当と判断しました。
- ・市長の発議については、何等かの手続きもなく発議することで良いのではないかとの意見もありましたが、二元代表の議会との間で、十分な協議をしたうえで市民投票に移行することが現行制度との整合性を図る観点から望ましいのではないかということで協議制を採用しました。議会の請求の際についても同様に考えました。

(市民投票の形式)

第7条 前条に規定する市民請求、議会請求及び市長発議（以下「市民請求等」という。）による市民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

趣旨

本条は、市民投票の形式を規定しています。

市民投票の実施に当たっては、投票の対象事項について十分な議論が行われ、選択肢が二つに絞られた状況で行われることが適当であると考えます。

選択肢の設定に制限を設けず、複数の選択肢を設定した場合、投票結果が拡散し、市民の意思を明確に把握することが困難になるとともに、投票結果について何らかの意思決定を行うことが難しくなります。また、「原則、二者択一とし、場合により多数の選択肢を認める」ことは、誰が、どのような選択肢を設定するかが課題となってきます。

このようなことから、設問の形式は二者択一で賛否を問う形式とします。

解説

市民投票制度は、アンケート調査とは性質が異なり、投票の対象事項について議論が十分に行われ、選択肢が二つに集約されているような状況で実施することによって、市民の意思を明確に表明してもらうものです。

したがって、論点について二者択一に絞られていないような状況下においては、アンケート調査等の他の手段を用い、二者択一方式に出来るように選択肢を絞り込んだ上で市民投票を実施するものとします。

検討委員会審議での主な論点とその検討結果

- ・委員会審議では、市民投票の選択肢は、どんなテーマであっても市長と議会が十分な審議をして最終的な形で市民に「是か非か」の二つに絞ったうえで、提示すべきとの意見と、「原則として二者択一」にすべきとの意見が対立しましたが、若干の多数で前者の考え方となりました。

(代表者証明書の交付等)

第8条 第6条第1項の規定により市民請求をしようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、規則で定めるところにより、市民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合には、議会に対して、その旨を通知し、当該請求等に関する議会の意見を求めるものとする。
- 3 市長は、前項による議会の意見を参酌したうえで、実施請求書に記載された市民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、同条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の5分の1の数（以下「必要署名者数」という。）を代表者に通知し、かつ、告示しなければならない。

趣旨

本条は、市民投票の実施にかかる申請や交付に関する手続等について規定しています。

代表者となろうとする者が、発議の主宰者として市民投票実施の請求に向けた署名収集などの手続を進めるに当たっては、市長から「請求代表者証明書」の交付を受け、その旨を告示される必要があります。

解説

第1項関係

署名活動開始前に市民投票に付そうとする事項の内容及び形式について確認し、場合によっては補正を経た上で、市民投票に付そうとする事項の内容を確定させ、請求代表者証明書を交付した後に署名活動に入るという手続について規定しています。

請求代表者は、市民投票に付そうとする事項とその趣旨を記載した書類により市長に申請し、市長に対しその事項が「市政の重要事項」に該当するかどうか、市民投票の形式に該当するかどうかの確認を求めるとともに、代表者自身に投票資格があるかどうかの確認を行うため、請求代表者の証明書の交付を申請しなければならないとしています。

- ・ 交付申請書・・・請求代表者になろうとする者の氏名、住所、生年月日
- ・ 実施請求書・・・市民投票に付そうとする事項とその趣旨

第2項関係

市長は、前項の請求及び申請があった場合は、議会に対して、その旨を通知し、当該請求等に関する議会の意見を求めるものとします。

第3項関係

市長は、議会の意見を参酌し、第1項の規定による申請に基づき、市民投票に付そうとされる事項が第3条に規定される重要事項であること、前条に規定する形式に該当すること、代表者となろうとする者が第4条第3項の除外規定に該当する者ではないことが確認できたときは、代表者となろうとする者に対して「請求代表者証明書」を交付し、その旨を告示しなければならないとしており、確認ができなかったときは、申請を却下することとしています。

なお、確認事項としては、次の項目を全て満たす必要があります。

- ・ 市民投票に付そうとする事項が既に発議手続きが開始されている事項でないこと
- ・ 市民投票に付そうとする事項が既に市民投票を実施してから2年を経過していない事項でないこと
- ・ 市民投票に付そうとする事項及び趣旨が「重要事項」であること
- ・ 発議又は請求の形式が規定に該当していること
- ・ 申請人が交付申請日時点において投票資格者であること

第4項関係

市長は、請求代表者が速やかに署名収集の活動を開始できるように、代表者証明書を交付する際に、本請求に必要な代表者証明書の交付申請の日現在における投票資格者の総数の5分の1の数を通知するとともに、広く市民に知らしめるためにその数を告示しなければならないとしています。

検討委員会審議での主な論点とその検討結果

- ・ 市民請求に際してそれが市民投票の対象のテーマとして、重要事項に該当するかどうかについては、市長がこれを判断することにしましたが、この判断は、市民投票の重要性や役割など、第2条の規定に従って特に市民の意向を踏まえてされるものであること、また、本請求の際になされるよりも代表者証明書の交付の際にそれを判断することが市民サイドの観点からも過重な負担をかけないものとして適切であることなどの意見が出され、このような規定となりました。
- ・ また、重要事項に該当するかどうか等については、議会の意見も参酌して市長が判断する等、公正な判断となるような規定とすることが提案され、案に組み入れました。

(市民投票の執行)

第9条 市民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

趣旨

本条は、市民投票の執行について規定しています。

市民投票の執行者が市長であることを明らかにしています。その上で、市民投票の具体的な管理及び執行の事務を那珂市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」と言います。）に委任することを定めています。

解説

第1項関係

協働のまちづくり推進基本条例第18条では、市民投票は市長が実施することとしています。

第2項関係

市長の方針に反対する事案、あるいは市長が積極的に推進したい事案について市民投票が行われる場合、市長が実施機関として市民投票を実施するとその公正さに疑念を抱かれる可能性があります。

これらのことから、市民投票の公正な実施を担保するため、選挙管理委員会に市民投票の管理及び事務を委任するものです。

【関連法令】

【地方自治法抜粋】

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

(結果の尊重)

第10条 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

2 市長及び議会は、市民投票の結果を踏まえて行うこととなる行政上の行為について、あらかじめ相互の十分な議論を経てこれを行うものとする。

3 市長は、前項の規定による行政上の行為について、その理由、経緯、内容等に関し市民投票の結果との関係についてこれを公表するものとする。

趣旨

本条は、結果の尊重について規定しています。

解説

第1項関係

協働のまちづくり推進基本条例第18条において、「市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。」と規定していることから、議会及び市長は、市民投票の結果を尊重しなければならないとしています。

第2項関係

第1項により尊重する義務が課せられたうえで、措置する行政上の行為については、投票結果を踏まえて議会と市長が慎重かつ十分な議論、すなわち、熟議を経て、意思決定を行っていくことを表しています。

第3項関係

行政上の行為については、その理由、経緯、内容等に関し市民投票結果との関係について、明らかにしたうえで、行うこととしています。

検討委員会審議での主な論点とその検討結果

〈市民投票の成立要件の設定に関する審議〉

- ・市民投票については、例えば、投票率50%を超えない場合には、成立しないものとし、その開票もしないとする自治体の事例も相当数あります。
- ・委員会でも、審議の過程で、そのような考え方を示す委員も多数でしたが、十分に時間をかけて議論していく過程で、市民投票で示された市民の声は、例え過半数に満たない投票率でも、それをどう考慮して行政運営に活かすかは市長、議会が議論して判断すればいいので、開票して貴重な行政情報にすべきという意見で開票することになりました。
- ・その後、成立要件を設定した上で、50%に満たない場合は不成立として、尊重義務の対象から除外すべきとの意見が多数を占めました。それについても、どう尊重すべきかはやはりその投票率とも併せて、市長と議会が議論して判断すべきという結論になり、成立要件についても除外することとしました。

〈市民投票結果についての法的拘束力に関する審議〉

- ・一般に尊重義務にとどまる市民投票結果ですが、委員会のなかでも、それを踏まえて市民の代表機関である議会が十分な議論を行い、その結果を市としての最終的な意思決定とする旨の議決を行った場合には、長その他の機関を法的に拘束するといった制度を創設することも検討されました。

- ・これについては、まだ、全国的にも、かつ、学術的にも十分な議論等がなされていないため、今回の案からは、見送ることとしましたが、引き続き、委員会やそれを踏まえて執行部でも検討することが必要であると考えています。
- ・このような制度を設ける場合には、本条を次の条文にすることが検討されました。

【法的効果を持たせる場合の条文案】

(市民投票の結果の取扱い)

第10条 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

2 議会は、市民投票の結果について、市の最終的な意思決定の内容としてふさわしいと判断する場合には、地方自治法第96条第2項の議会の議決事件として、これを是認することを議決することができる。(ただし、市の予算全体との調和との一体性確保に支障を生じさせるものは議決することができない。)

3 市長は、前項の議決の趣旨に従って市民投票に関連した事務(以下「関連事務」という。)を執行しなければならない。

4 関連事務の特定等及びその具体の執行内容については、必要に応じて、市長と議会が協議して決定するものとする。

(注1) 第2項ただし書は、長の予算調製・提出権を侵害しないことに配慮した規定で、必要に応じて検討して追加規定することになる。

(注2) 第4項は、一つの市民投票のテーマのなかに、市の権限外の事項で市としての意思決定をする必要がある部分と、それに関連する市の独自の権限の部分が混在する場合の事務の整理の仕組みを規定したものである。

(再請求等の制限期間)

第11条 この条例による市民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について市民請求等を行うことはできない。

2 同一の事項又は当該事項と同旨の事項であるかの判断については、市長及び議会で協議し判断するものとする。

趣旨

本条は、再請求の制限期間について規定しています。

解説

第1項関係

市民投票が実施された際の結果に関し、ある程度の時間の経過による社会の変化がなければ、市民の意思は変わらないと考えます。また、市民投票の結果は尊重されるべきであり、尊重義務を果たすためには一定の検討期間が必要であり、短期間に行われる再請求は結果を否定したい意思が働き、投票運動等に公正さを欠く可能性も考えられます。したがって、市民投票の結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項については市民投票の実施の請求をすることができないこととします。

第2項関係

同一の事項又は当該事項と同旨の事項かどうかの判断は、市長及び議会で協議し判断するものと規定しています。

(市民投票の期日)

第12条 選挙管理委員会は、第5条第3項の規定による通知があった日から起算して30日を経過した日から90日を越えない日の範囲内において、市民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

3 選挙管理委員会は、同条第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、茨城県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときは、当該投票日を変更することができる。

趣旨

本条は、市民投票の期日を規定しています。

解説

第1項関係

市民投票に係る投開票所の準備や投票資格者名簿の調製等の事務的な準備期間、投票資格者に対する情報の周知期間等を考慮し、市民投票の投票日は、市民投票の実施を決定し、その告示をした日から起算して30日を経過した日から90日を越えない日に設定することとしています。

第2項関係

投票日を決定した場合は、当該投票日の7日前までに告示しなければならないとしています。これは公職選挙法の規定を準用しています。

第3項関係

当該投票日に公職選挙法に基づく選挙が行われるときは、投票率が上がることを期待でき、経費の削減ができる一方、選挙結果への影響や市民投票運動への影響、投票所における混乱等が懸念されることから、投票日を変更することができることとしています。

【関連法令】

【公職選挙法】

公職選挙法の選挙期日(投票日)についての規定

- 1 衆議院・参議院・地方公共団体の議会の議員、長の任期満了による選挙は、任期が終る日の前30日以内(公選法第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項関係)
- 2 衆議院・地方公共団体の議会の解散による選挙は、解散日から40日以内(公選法第31条第2項、第33条第2項関係)

選挙の期日の告示に関する規定(公選法第31条第5項)

- 1 都道府県知事の選挙 少なくとも17日前に
- 2 指定都市の長の選挙 少なくとも14日前に
- 3 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 少なくとも9日前に
- 4 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 少なくとも7日前に
- 5 町村の議会の議員及び長の選挙 少なくとも5日前に

(投票資格者名簿の調製等)

第13条 選挙管理委員会は、投票資格者について、規則で定めるところにより投票資格者名簿を調製するものとする。

2 選挙管理委員会は、毎年9月1日現在で第4条第1項各号に掲げる者について、同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、9月1日から同月7日までの間に市民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要と認めるときは、登録の日を変更することができる。

3 選挙管理委員会は、市民投票を行う場合においては、第12条第2項に規定する告示の日の前日現在により第4条第1項各号に掲げる者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

趣旨

本条は、投票資格者名簿の調製等について規定しています。

解説

第1項関係

本条例による市民投票は、年齢満18年以上の者が投票資格者であるので、公職選挙法による選挙人名簿をそのまま投票資格者名簿とすることはできません。このことから、選挙人名簿(20歳以上の市民)と住民基本台帳から対象者を抽出した名簿(18歳以上20歳未満の市民)、永住外国人の名簿3種類のを併せて投票資格者名簿とすることとなります。

第2項関係

名簿については、市民投票の実施の有無に関わらず毎年調製しなければならないとし、その基準日は、異動関係が比較的少ない9月1日とします。

第3項関係

選挙管理委員会は、市民投票を行う場合は、告示の前日に投票資格者名簿を調製しなければならないとしています。市民投票の請求のための署名の収集活動について、請求に必要な署名の数を把握する必要があるためです。

(投票所等)

第14条 投票所及び第17条第1項に規定する期日前投票の投票所（以下「期日前投票所」という。）は、規則で定めるところにより、選挙管理委員会の定める場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票所にあつては投票日の5日前までに、期日前投票所にあつては、第12条第2項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）にその場所を告示しなければならない。

趣旨

本条は、投票所及び期日前投票所の設置について規定しています。

選挙制度における投票所が市民に周知されていることから、混乱を避けるため、市民投票の投票所も選挙制度に準拠して定めることとします。

解説

第1項関係

選挙管理委員会の指定する場所に投票所及び期日前投票所を置くこととしています。

第2項関係

選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を告示し、期日前投票所については、投票日を告示する日にあわせて告示しなければならないとしています。

5日前までにというのは、公職選挙法の規定による選挙日の告示と同じものです。

(投票することができない者)

第15条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 市民投票の当日（第17条の規定による期日前投票にあつては、投票の当日）に、市民投票の投票権を有しない者は、投票をすることができない。

趣旨

本条は、投票することができない者を規定しています。

解説

第1項関係

第4条に規定している投票資格者であれば投票資格者名簿に登録されるため投票することができます。投票資格者名簿に登録されていない者は、投票することができません。

第2項関係

投票資格者名簿を調製する際に、投票資格を有していないにも関わらず誤って登録された者、いわゆる誤記載者は投票をすることができないと規定するもので、具体的には次の例などが考えられます。

- ・国籍のない者を誤って登録した場合
- ・年齢要件、住所要件を満たしていない者を誤って登録した場合
- ・刑の執行中等の欠格条項に該当している者を誤って登録した場合

第3項関係

適法に投票資格者名簿に登録された者であっても、投票の当日に投票権を有しない者は投票することができないことを規定しています。具体的な例としては、国籍離脱、住所移転、受刑等があります。

期日前投票については、投票の時点で選挙権の有無を確認することから、期日前投票をする当日に投票資格者でない者は投票することができません。ただし、不在者投票はできる場合があります。例えば、投票日に18歳以上で投票資格者名簿に登録された者であっても、期日前投票時点において18歳未満の者は、期日前投票はできませんが、不在者投票をすることができます。

(投票の方法)

第16条 投票は、各投票事項につき、1人1票に限る。

2 投票人は、市民投票の当日に、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

3 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

4 投票人は、投票事項に対し、賛成するときは投票用紙の賛成の欄に○の記号を自書し、反対するときは投票用紙の反対の欄に○の記号を自書し、当該投票用紙を投票箱に入れなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

趣旨

本条は、投票人が投票を行う場合の基本的な投票の方法などについて規定しています。投票方法については、公明性・適正性の観点に基づき、公職選挙法に基づく通常の選挙と同様の投票方法を基本とします。

解説

第1項関係

市民投票は、投票によって市民の意思を確認する制度ですので、投票資格者が投票することができる数は平等でなければならないことから、市民投票事項ごとに1人1票とすることを定めています。

第2項関係

投票を行う投票資格者は、市民投票の投票日当日に、本人が自ら投票所に行き投票しなければならないことを定めています。

これは、選挙と同様に投票の秘密を守り、投票の公正を確保するためのものです。不在者投票の場合を除き、原則として、自ら投票所に行き、名簿対照を経て、市民投票の当日に投票をしなければならないことについて規定しています。

第3項関係

投票資格者名簿の対照を経て投票することと規定しています。

第4項関係

投票の記載方法については、日本国憲法の改正手続きに関する法律（平成19年法律第51号）における投票用紙の記載方法と同じく、市長が定めた投票用紙に印刷された欄内に○の記号を付ける方式を採用しています。記載方法を簡単にすることにより、無効投票の減少や開票作業時間の短縮も期待できます。

第5項関係

身体の故障などにより自書することができない者は、選挙と同様に代理投票をすることができることとしています。

(期日前投票等)

第17条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより期日前投票を行うことができる。

2 前条第2項及び第4項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第4項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

趣旨

本条は、投票の方法に関する原則を規定した例外となる投票の方法について規定しています。

職務や疾病などにより投票日に投票所へ行けない者や身体に重度の障害がある者は、投票日の前でも投票できるとする選挙における期日前投票と、不在者投票及び点字投票の制度を市民投票制度にも規定します。

解説

第1項関係

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる者は、投票日の前でも投票できるとする選挙における期日前投票制度を市民投票にも設けます。

第2項関係

投票日に仕事や旅行などで、本市以外の市区町村に滞在している方は、不在者投票ができることとします。

選挙当日、①職務または業務中であること、②用務または事故のため、その属する投票区の区域外に滞在中(旅行中も含む)であること、③疾病、負傷その他、身体の障害等のため歩行が著しく困難であること等により不在者投票ができることとしていますが、市民投票制度にも設けます。

第3項関係

視覚障害者等は点字による投票ができることとします。これは選挙における点字投票の制度を準用します。

(開票所等)

第18条 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

趣旨

本条は、開票所等の設置について規定しています。

開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設けます。選挙管理委員会は開票の場所や日時を告示しなければならないと規定しています。選挙における開票所等の規定を準用しています。

解説

第1項関係

開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設けます。本市では、開票所は1か所設置することとします。

第2項関係

選挙管理委員会は開票の場所や日時を告示しなければならないと規定しています。選挙における開票所等の規定を準用しています。

(無効投票)

第19条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を自書しないもの
- (5) 投票用紙の賛成の欄又は反対の欄の両方に○の記号を記載したもの
- (6) 投票用紙の賛成の欄又は反対の欄のいずれに○の記号を記載したのかを確認し難いもの
- (7) 白紙投票

2 前項の規定にかかわらず、第17条第3項の規定による点字による投票に係る無効の投票は、規則で定める。

趣旨

本条は、投票の無効要因を例示的に列挙し規定しています。

公職選挙法第68条第1項における、衆参両議院議員の選挙以外の選挙の投票についての無効投票の規定と同様、投票資格者が行った投票であること、適法な住民投票の手続によったものであること及び適法な投票所で行われたものであることの実質的な要件と、適法な投票用紙が使用されていること及び適法な記載であること等の形式的要件を備えていなければならないとしているものです。

解説

第1項第1号関係

投票所や期日前投票の投票所で交付された投票用紙、不在者投票で請求して送られてきた投票用紙以外の用紙を使用した投票は無効となります。

第1項第2号関係

○を記載しないで、◎、●、✓、×などと記載した場合は、無効となります。

第1項第3号関係

○を記載しても、「○絶対こっち」、「こちらに賛成○」など、同時に他の事項も記載した場合は、無効となります。

第1項第4号関係

自書しないものは、無効となります。

第1項5号関係

複数の欄に○を記載した場合は、無効となります。

第1項第6号関係

記載欄の欄外に○を記載した場合など、選択肢のいずれに○を記載したか判別することが難しい場合は、無効となります。

第1項第7号関係

記載欄に何も記載がない場合は、無効となります。

第2項関係

点字による投票の無効については、規則で別に定めることとします。

(投票及び開票)

第20条 前条までに定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）に規定する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の例による。

趣旨

本条は、投票及び開票について規定しています。

解説

市民投票の手續等実施に当たっては、選挙とほぼ同様であり、一部の事務については選挙管理委員会に委任するため、具体的手續等は公職選挙法に準じて行うのが効率的で円滑な手段と考えられます。したがって、投票及び開票に関し、市民投票条例で具体的に定める事項以外のものについては、選挙の例によることとします。

(投票結果の告示等)

第21条 選挙管理委員会は、市民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を速やかに議会に通知しなければならない。

3 市長は、第6条第1項の請求を受けて実施した市民投票の結果が確定した場合において、第1項の規定による報告があったときは、その内容を速やかに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。

趣旨

本条は、投票結果の告示等について規定しています。

解説

第1項関係

選挙管理委員会の委員長は、市民投票の結果が判明したときは、そのことを広く市民に知らせるために、速やかに告示することとします。併せて、市民投票の執行者である市長に対して、投票の結果を報告しなければならないとしています。

投票の対象事項は、二者択一で賛成か反対の意見を問う形式で実施されることから、その結果とは、全体の投票数、賛成の数及び反対の数のことをいいます。

第2項関係

市長は、選挙管理委員会から報告があったときは、投票結果を尊重しなければならないとされている議会に対して、その内容を速やかに通知しなければならないとしています。

第3項関係

市長は、市民投票が市民発議の場合は、当該代表者に対して投票の結果を通知しなければならないとしています。

なお、市民投票の結果が決定事項ではなく、議会及び市長が意思決定を行うために尊重すべき事項の一つであることを考慮し、投票区別及び男女別の投票率等を提供することも可能であると想定しています。

(情報の提供)

第22条 市長は、市民投票を実施するときは、議会及び市民自治組織とともに、あらゆる機会及び媒体を活用し、投票の機運を醸成するとともに、市民が適切な市民投票活動を行うための必要かつ十分な情報の提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に際しては、市民投票に係る事項についての中立性の保持に留意しなければならない。

趣旨

本条は、情報の提供について規定しています。

解説

第1項関係

- ①市民投票の対象事項についての具体的な情報を持つのは市長であり、情報提供は市長が行うものとします。
- ②市民の投票行動を促すためには、市民が政策案を理解するための情報を得ることが必要不可欠であり、争点や論点を明らかにしながら市民の間で十分な議論を重ねた上で市民投票が実施されるべきです。このため市長は、あらゆる機会、媒体を活用し、議会、市民自治組織に協力をいただき、広く市民に情報を提供することと規定しています。
- ③市民投票制度は、まちづくりの意思決定における市民の参画機会を安定的かつ継続的に担保する制度でもあるので、市民自治組織は、積極的に情報の提供に関与し、投票への機運を醸成することが重要であると考えます。
- ④市民は、政策案を理解するための情報を得て、適切な判断ができるようにすることが重要であると考えます。

第2項関係

市民投票の執行者である市長は、中立的な立場が求められます。自ら情報提供だけでなく、例えば、賛成派、反対派が自由に意見を言える場を設けることなども考えられます。

検討委員会審議での主な論点とその検討結果

- ・市民投票の実施に当たっては、市民が投票テーマに対して十分な情報を経て、適切な投票を行うことが期待されます。委員会では、情報提供は市執行部が行うことが基本となるが、議会や市民自治組織も主体的に市民への情報提供と投票への機運醸成を行うことを規定することが重要であるとの指摘がなされ、このような規定をすることになりました。
- ・これらの規定は、他の自治体ではあまり見受けられないもので、市民自治組織への負担を課すものではないかとの意見があるかもしれませんが、本市ではこれまでに培った市民自治組織の活動実績や今後のその役割に期待し、市民投票実施への大きな役割を担っていただきたいとの意見が多数を占め、規定することとなりました。

(投票運動)

第23条 市民投票に関する投票運動は、原則自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は市民のプライバシーや平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

趣旨

本条は、投票運動について規定しています。

解説

市民投票運動に際しては、公職選挙法の制限がないこと及び対象事項に対する市民の理解を深め、市民同士の議論を活発にすることにより、市民の関心を高めることが必要であるため、基本的には自由に投票運動が行えるものとします。

ただし、投票運動については、不正を排除し公正を確保することが必要であるため、罰則までは設けないものの、買収、脅迫など平穏な生活が侵害する行為を行ってはならないという倫理的な規定としています。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

趣旨

本条は、委任について規定しています。

解説

この条例の実際の細目等について規則で定める旨を規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(那珂市協働のまちづくり推進基本条例の一部改正)

2 那珂市協働のまちづくり推進基本条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「その都度」を削る。

趣旨

附則について規定しています。

解説

第1項関係

市民投票条例の制定後、6月を超えない範囲で、規則を制定してから施行することとします。

第2項関係

那珂市協働のまちづくり推進基本条例第18条には、「市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で別に定める。」と規定しておりますが、「その都度」を削除するものです。

Ⅲ 市民投票関係法令等

1 那珂市市民投票条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、那珂市協働のまちづくり推進基本条例（平成22年那珂市条例第14号）第18条第2項の規定に基づき、市民投票の実施について必要な事項を定めるものとする。

（市民投票に関する基本的な考え方）

第2条 この条例は、市政に関する重要事項の政策決定に際して、市民の意向を直接に確認する行政手法として、安定的かつ継続的な形で採り入れることにより、市民の意思を行政に的確に反映し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進していくことを目的とする。

2 市民投票の実施に当たっては、市民、議会、市長のそれぞれの主体が、それぞれ相互に尊重し合い、市にとって最も望ましい結論が得られるよう、この条例を運用するものとする。

3 市長及び議会は、市民の二元代表として市民から委ねられた権限を有効に機能させることがその最大の責務であり、それを補完する重要な役割が市民投票にあることを十分に認識して、この条例を運用するものとする。

4 市民は、市民が直接にその意思を表示することができる市民投票の意義を踏まえ、その実施に際して積極的にこれに参加し、適切な判断により投票ができるよう、努めるものとする。

（市政の重要事項）

第3条 市民投票に付することができる市政の重要事項（以下「重要事項」という。）とは、市及び市民全体に重大な影響を及ぼすものであって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項をいう。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項
- (3) 特定の市民又は地域にのみ関係する事項。ただし、市民全体に影響を与え、又は与える可能性のある場合は、この限りでない。
- (4) 市の組織、人事及び財務の事務に関する事項
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが適当でないと認められる事項

（投票資格者）

第4条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、第13条第1項に規定する投票資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。

- (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日又は国外から本市の区域内に住所を移した者で、同法第30条の46の規定による届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。
- 2 前項第2号に規定する規定する永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票の投票権を有しない。
- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項又は第252条に規定する者
- (2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条に規定する者（市民投票の実施等）

第5条 市民投票は、市民若しくは議会の請求又は市長の発議に基づき実施されるものとする。

- 2 市長は、第7条に規定する市民請求等があったときは、市民投票を実施しなければならない。
- 3 市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。
（市民投票の請求等）

第6条 投票資格者による市民投票の請求（以下「市民請求」という。）は、その総数の5分の1以上の連署をもって、投票資格者の代表者（以下「請求代表者」という。）から、市長に対し、書面により行うものとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、市民請求に関し必要な事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に規定する市町村における直接請求の例による。
- 3 議会による市民投票の請求（以下「議会請求」という。）は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数による議決を得て、市長に対し行うものとする。この場合において、提案に際しては、あらかじめ、市民投票実施に関する市長の意見を求めるものとする。
- 4 市長は、市民投票の発議（以下「市長発議」という。）をするときは、あらかじめ、市民投票の実施に関して、議会に協議をし、その意見を求めるものとする。この場合において、市長発議は、当該意見を十分に踏まえたものとする。
（市民投票の形式）

第7条 前条に規定する市民請求、議会請求及び市長発議（以下「市民請求等」という。）による市民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。
（代表者証明書の交付等）

第8条 第6条第1項の規定により市民請求をしようとする代表者(以下「代表者」という。)は、市長に対し、規則で定めるところにより、市民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合には、議会に対して、その旨を通知し、当該請求等に関する議会の意見を求めるものとする。

3 市長は、前項による議会の意見を参酌したうえで、実施請求書に記載された市民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、同条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の5分の1の数(以下「必要署名者数」という。)を代表者に通知し、かつ、告示しなければならない。

(市民投票の執行)

第9条 市民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(結果の尊重)

第10条 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

2 市長及び議会は、市民投票の結果を踏まえて行うこととなる行政上の行為について、あらかじめ相互の十分な議論を経てこれを行うものとする。

3 市長は、前項の規定による行政上の行為について、その理由、経緯、内容等に関し市民投票の結果との関係についてこれを公表するものとする。

(再請求等の制限期間)

第11条 この条例による市民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について市民請求等を行うことはできない。

2 同一の事項又は当該事項と同旨の事項であるかの判断については、市長及び議会で協議し判断するものとする。

(市民投票の期日)

第12条 選挙管理委員会は、第5条第3項の規定による通知があった日から起算して30日を経過した日から90日を越えない日の範囲内において、市民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

3 選挙管理委員会は、同条第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、茨城県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときは、当該投票日を変更することができる。

(投票資格者名簿の調製等)

第13条 選挙管理委員会は、投票資格者について、規則で定めるところにより投票資格者名簿を調製するものとする。

2 選挙管理委員会は、毎年9月1日現在で第3条第1項各号に掲げる者について、同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、9月1日から同月7日までの間に市民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要と認めるときは、登録の日を変更することができる。

3 選挙管理委員会は、市民投票を行う場合においては、第12条第2項に規定する告示の日の前日現在により第4条第1項各号に掲げる者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票所等)

第14条 投票所及び第17条第1項に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)は、規則で定めるところにより、選挙管理委員会の定める場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票所にあつては投票日の5日前までに、期日前投票所にあつては、第12条第2項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)にその場所を告示しなければならない。

(投票することができない者)

第15条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 市民投票の当日(第17条の規定による期日前投票にあつては、投票の当日)に、市民投票の投票権を有しない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第16条 投票は、各投票事項につき、1人1票に限る。

2 投票人は、市民投票の当日に、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

3 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

4 投票人は、投票事項に対し、賛成するときは投票用紙の賛成の欄に○の記号を自書し、反対するときは投票用紙の反対の欄に○の記号を自書し、当該投票用紙を投票箱に入れなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

(期日前投票等)

第17条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより期日前投票を行うことができる。

2 前条第2項及び第4項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第4項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

(開票所等)

第18条 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(無効投票)

第19条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を自書しないもの
- (5) 投票用紙の賛成の欄又は反対の欄の両方に○の記号を記載したもの
- (6) 投票用紙の賛成の欄又は反対の欄のいずれに○の記号を記載したのかを確認し難いもの
- (7) 白紙投票

2 前項の規定にかかわらず、第17条第3項の規定による点字による投票に係る無効の投票は、規則で定める。

(投票及び開票)

第20条 前条までに定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）に規定する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第21条 選挙管理委員会は、市民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を速やかに議会に通知しなければならない。

3 市長は、第6条第1項の請求を受けて実施した市民投票の結果が確定した場合において、第1項の規定による報告があったときは、その内容を速やかに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。

(情報の提供)

第22条 市長は、市民投票を実施するときは、議会及び市民自治組織とともに、あらゆる機会及び媒体を活用し、投票の機運を醸成するとともに、市民が適切な市民投票活動を行うための必要かつ十分な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に際しては、市民投票に係る事項についての中立性の保持に留意しなければならない。

(投票運動)

第23条 市民投票に関する投票運動は、原則自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は市民のプライバシーや平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(那珂市協働のまちづくり推進基本条例の一部改正)

- 2 那珂市協働のまちづくり推進基本条例の一部を次のように改正する。
第18条第2項中「その都度」を削る。

2 那珂市協働のまちづくり推進基本条例（平成22年那珂市条例第14号）

那珂市は、那珂川・久慈川両河川、白鳥の飛来する池や沼などの豊かな自然と、多くの歴史資産・伝統文化にはぐくまれ発展してきました。

私たち那珂市民は、先人が歴史を刻み積み重ね引き継いできたこのまちを、市民一人ひとりが自ら考え、行動することにより、将来を担うこどもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう後世に引き継いでいかなければなりません。

この条例は、市民と市が、それぞれ社会に果たすべき役割を認識しながら、協働してまちづくりに取り組み、安全で安心して生活できる魅力あるまちを実現するために制定するものです。

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 まちづくりの基本原則(第4条—第6条)

第3章 各主体の役割(第7条—第12条)

第4章 協働の推進(第13条—第19条)

第5章 雑則(第20条—第22条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市民と市、市民自治組織、市民活動団体及び事業者との協働のまちづくりを推進し、安全で安心して生活できる魅力あるまちを実現するために、その基本原則その他必要な事項を定めるものとする。

(条例の位置付け)

第2条 市は、他の条例、規則等によりまちづくりの制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において「市民」とは、市内に在住し、又は勤務し、若しくは通学する個人をいう。

2 この条例において「市民自治組織」とは、連帯感及び共同意識の形成が可能な一定の地域において、市民自らの意思により、地域の発展及び課題解決について考え行動する多様な組織をいう。

3 この条例において「市民活動団体」とは、市民の自発的な意思に基づき、自らの生活向上及び地域活性化を目的とした継続性のある活動を行っている団体をいい、その活動とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民の自主性・自発性に基づく活動であること。
- (2) 営利を目的としない活動であること。
- (3) 公益性のある活動であること。
- (4) 市民に対して内容が開かれた活動であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする活動でないこと。

- 4 この条例において「事業者」とは、市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- 5 この条例において「協働」とは、市民と市、市民自治組織、市民活動団体及び事業者が、自己の果たすべき役割と責任を自覚し、それぞれの立場及び特性を認めた上で、相互の信頼関係に基づき、地域の課題解決に対等の関係で連携協力して取り組むことをいう。

第2章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

第4条 市民と市は、信頼関係を構築し、市民福祉の向上及び地域の活性化を図るため、最良のパートナーとして協働のまちづくりを推進するものとする。

(情報共有の原則)

第5条 市は、まちづくりに関する情報を収集し、市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。

(説明責任)

第6条 市は、まちづくり全般に関して、事務事業等を単位として、予算、事業計画、事業内容、実施効果等を市民に明らかにし、説明しなければならない。

第3章 各主体の役割

(市民の役割)

第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え、行動する等まちづくりに進んで参加又は参画するよう努めなければならない。

2 市民は、市民自治組織に積極的に加入し、これを守り育てなければならない。

3 市民は、市民活動に関する理解を深め、その活動の促進及び協力を努めなければならない。

(市の役割)

第8条 市は、まちづくりの基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

2 市は、政策を形成するに当たって、市民の意見を広く反映させるため、市民参画の機会の確保に努めなければならない。

3 市は、公平かつ効率的に職務を執行するとともに、市民、市民自治組織、市民活動団体及び事業者と連携を強化し、協働のまちづくりを推進しなければならない。

(市民自治組織の役割)

第9条 市民自治組織は、地域内の市民の参加により、地域内の情報を収集・発信し、相互扶助の精神により地域の発展と課題解決に努めなければならない。

(市民活動団体の役割)

第10条 市民活動団体は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任のもと、市民活動を推進し、その活動を広く市民に理解されるよう努めなければならない。

2 市民活動団体は、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力を努めなければならない。

(事業者の役割)

第11条 事業者は、地域社会の一員として、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力を努めなければならない。

(議会の役割)

第12条 市議会は、協働のまちづくりの重要性を認識し、市民の信託に応えるため、市政運営が市民の意思を適切に反映し行われるよう、調査及び監視しなければならない。

第4章 協働の推進

(協働の推進)

第13条 市は、協働のまちづくりを推進するための仕組みを整備しなければならない。

2 市は、協働のまちづくりを推進するため、必要な情報収集及び提供、交流の支援並びに相談窓口の確保に努めなければならない。

3 市は、協働のまちづくりの推進に当たっては、市民の自主性・自発性に基づく活動の支援に努めなければならない。

(推進委員会)

第14条 市は、協働のまちづくりの推進について、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議をするため、那珂市協働のまちづくり推進委員会を置く。

(1) 協働のまちづくりを推進する施策及び事業に関すること。

(2) 市民活動団体の登録に関すること。

(3) 市民活動支援事業の選考に関すること。

(4) その他市長が必要と認めること。

(情報の公開)

第15条 市は、那珂市公文書の開示等に関する条例(平成5年那珂町条例第19号)に定めるところにより、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開に努めなければならない。

(個人情報保護)

第16条 市は、那珂市個人情報保護条例(平成15年那珂町条例第23号)に定めるところにより、個人情報を適正に管理しなければならない。

(各種委員の公募)

第17条 市は、審議会等各種委員会の委員を、可能な限り市民からの公募により選任するよう努めなければならない。

(市民投票)

第18条 市長は、市民生活に極めて重要な影響を与える事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で別に定める。

3 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

(行政評価)

第19条 市は、協働のまちづくりについての進行管理を行うため、行政評価を行い、その結果を市民に公表しなければならない。

第5章 雑則

(他市町村、関係機関等との連携)

第20条 市は、協働のまちづくりを推進するため、国、県、他市町村、関係機関等との連携協力を努めなければならない。

(条例の見直し)

第21条 市は、この条例について、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ、見直しの措置を講じなければならない。

2 市は、この条例を見直すに当たっては、市民の意見を反映するための措置を講じなければならない。

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 那珂市議会基本条例 (平成 25 年那珂市条例第 25 号)

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 市民及び議会(第 4 条—第 7 条)

第 3 章 議会運営(第 8 条—第 10 条)

第 4 章 議会組織(第 11 条—第 14 条)

第 5 章 市長等、議会及び議員(第 15 条—第 18 条)

第 6 章 議員の活動原則(第 19 条—第 22 条)

第 7 章 議会及び議員の責務と見直し手続(第 23 条・第 24 条)

附則

地方自治体は、昭和 22 年に施行された日本国憲法及び地方自治法に基づき、住民福祉の増進を図ることを目的として設置されている。

その地方自治体は、地域の問題は地域で考え解決するという住民自治の原則から、住民の代表として選挙で選ばれた首長及び同じく住民の代表である議員により構成される議会が、お互いに緊張感を保ち、切磋琢磨しながら地方政治を推進する形態となっている。

地方議会は、発足して半世紀以上が経過し、地方自治の根幹として、大きな社会情勢の変化に対応し、数々の重要課題に対峙し、決断を重ねながら、自治体の住民福祉の増進のために重要な役割を果たしてきた。その結果、日本はめざましい発展を遂げ、豊かな社会を実現し、成熟した社会を迎えている。現在、地方分権の時代が到来し、自立した地方自治体を目指すために、市町村合併や協働のまちづくりを推進するなど、地方議会の果たすべき役割は益々大きくなっている。しかしながら、その一方で、地方議会に対する住民の関心や存在感は、希薄化してきている。このようなことから、地方議会は、積極的な議会改革を展開するとともに、議会への市民参加を促進するため広く情報提供をするなど、議会の活性化を図るための努力を重ねている状況にある。

那珂市議会は、市民の意見を市政に反映する住民自治及び国から独立して地方行政を行う団体自治に基づき地方分権を推進するため、那珂市の議決機関として、政策形成機能及び執行機関に対する監視機能の充実強化など、議会運営の改善及び改革に取り組み、市民に開かれた議会として、存在感のある信頼される議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)及び関係法令に定めのある議会の権限を行使し、使命を十分に果たすため、議会及び議員の基本原則、その他議会に関する基本事項を示し、開かれた議会として、市民の負託に応え、市民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(議会の基本原則)

第 2 条 議会は、市政の監視、意思決定等をする重要な責務を担うことから、次に掲げる事項を基本原則として運営するものとする。

(1) 議員の自由討議と民主的な合意形成により、公正で最良な市の意思決定をすること。

- (2) 市政等に関する調査研究を行い、監視、改善及び政策策定をすること。
- (3) 本会議、常任委員会及び特別委員会(以下「会議等」という。)の内容について情報提供をすること。
- (4) 市民の意見を聴取する機会を確保すること。
- (5) 会議等は、公開すること。
- (6) 効率的で効果のある議会運営を行うため、改善や改革に取り組むこと。

(議員の基本原則)

第3条 議員は、議会において、次に掲げる基本原則により活動するものとする。

- (1) 品位を保持し、公正で誠実な責任ある言動をすること。
- (2) 自由討議により、論点及び争点を明確にして合意形成に努めること。
- (3) 市政等に関する調査研究を行い、政策提言に努めること。
- (4) 市民の多様な意見の的確な把握に努めること。
- (5) 議会の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

第2章 市民及び議会

(市民及び議会の関係)

第4条 議会は、市民の意見を市政に反映させて意思決定を行う議決機関であることから、議会への市民参加の機会を確保するなど、市民に開かれた議会を目指すものとする。

(市民等の意見陳述)

第5条 議会は、市民等から提出された請願及び陳情の審査において、提出者の要望により意見陳述の機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は、市民に対して議会の結果を報告し、市民と意見を交換する場として、議会報告会を年に1回以上開催しなければならない。

(議会の情報提供)

第7条 議会は、市民に対して、議会に関する内容を広報紙、ホームページ等を活用して情報提供を行うものとする。

第3章 議会運営

(議員の自由討議)

第8条 議員は、会議において、論点及び争点を明確にし、議員相互の自由討議を尽くした上で、合意形成を図り結論を出すものとする。

(議会の調査制度等の活用)

第9条 議会は、議案等の審査又は市の事務に関する調査において必要がある場合は、学識経験者、市民等の意見を議会の審議に反映させるため、地方自治法の規定による専門的知見の活用、公聴会、参考人制度等を活用するものとする。

(常任委員会の活性化)

第10条 常任委員会は、所管する事項について、自由に調査活動を行うことができる機関であることから、議会閉会中においても開催するなど、その機能を十分に発揮して、市政の課題に関して調査研究を実施するものとする。

2 常任委員会は、政策立案及び政策提言を行うものとする。

第4章 議会組織

(議員定数及び議員報酬の改正)

第11条 議会は、議員提案により議員定数及び議員報酬を改正するときは、市民の意見を聴取するため、公聴会等を活用するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、審査、調査又は諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

(議長及び副議長の選出)

第13条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、選出の過程を市民に明らかにするため、本会議において、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

(議会予算)

第14条 議会は、独立した議決機関であり、その権限を遂行し、その機能を十分活用し、効率的な議会運営を実現するため、必要な予算の確保について市長に要望するものとする。

第5章 市長等、議会及び議員

(反問及び一問一答)

第15条 議会の会議等において、出席している市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

2 議会の会議等において、議員及び市長等の質問又は質疑に対する応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(市長による政策の形成情報の説明)

第16条 議会は、市長が提案する政策、施策、事業、計画等(以下「政策等」という。)について、その政策等の論点を明確にし、政策等の水準を判断するため、市長に対し、原則として次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 起源及び背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

(市長の附属機関への議員就任)

第17条 議会は、市長等との緊張感のある関係を保持する観点から、議員が市長附属機関等の構成員となることについて、慎重に判断するものとする。

(市長等との緊張感の保持)

第18条 議会は、市長等と議員との関係の透明性を図るため、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書の作成に努めるよう市長等に求めるものとする。

第6章 議員の活動原則

(政務活動費の透明性の確保)

第19条 政務活動費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動成果を市民へ報告するものとする。

2 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

(政治倫理の遵守)

第20条 議員は、倫理性を常に自覚し、良心及び責任を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

(会派)

第21条 議員は、基本的政策が一致する議員をもって議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言を行うことを目的とし、調査研究に努め、もって議会の活性化に資するものとする。

3 会派に関しては、別に定めるところによる。

(議員研修の実施)

第22条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例を遵守し、市民に対する責務を果たさなければならない。

(見直し手続)

第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。